

小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するワーキンググループ 開催要綱

1. 目的

- 小児医療及び周産期医療の提供体制については、各都道府県で策定される医療計画において随時見直しが行われており、産科・小児科医療機関を取り巻く状況も踏まえながら、地域でこどもを安心して生み育てることができるよう、医療機関の連携・集約化・重点化を含めた体制の確保を図っていく必要がある。
- 本ワーキンググループは、医療計画における小児医療及び周産期医療提供体制等の確保を図るため、小児医療及び周産期医療等の諸課題について専門的に議論することを目的に開催するものである。

2. 検討事項

- (1) 医療計画における小児医療提供体制の整備推進に向けた取組
- (2) 医療計画における周産期医療提供体制の整備推進に向けた取組
- (3) その他小児医療及び周産期医療提供体制等の施策の実施に必要な事項

3. 構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局地域医療計画課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4. 運営

- (1) 医政局長がワーキンググループを開催する。
- (2) ワーキンググループは原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害する恐れ等がある場合は、構成員の申し合わせにより非公開とすることができる。
- (3) 資料及び議事録については、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、後日ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) 検討過程及び検討結果について随時、地域医療構想及び医療計画等に関する検討会において報告・議論を行うこととする。
- (5) ワーキンググループの庶務は、医政局地域医療計画課において処理する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するワーキンググループ構成員名簿
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属・役 職
家保 英隆	全国衛生部長会 会長
伊藤 悦郎	健康保険組合連合会 常務理事
今村 知明	奈良県立医科大学 教授
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事
内田 寛治	公益社団法人日本麻酔科学会 理事長
奥山 千鶴子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
佐藤 好範	公益社団法人日本小児科医会 副会長
関沢 明彦	公益社団法人日本産婦人科医会 常務理事
滝田 順子	公益社団法人日本小児科学会 会長
田邊 國昭	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
濱口 欣也	公益社団法人日本医師会 常任理事
細野 茂春	一般社団法人日本周産期・新生児医学会 特任理事
三浦 清徳	公益社団法人日本産科婦人科学会 常務理事
宮川 祐三子	公益社団法人日本助産師会 理事